

●申込み後に必要な手続き等

特別養護老人ホームは、入所を希望される方が非常に多いため、申込みから入所まで長期間かかるのが一般的です。

申込み後も、手続きが必要な場合がありますのでご注意ください。

1 申込みを継続するためには、継続手続きが必要です。

入所申込書の有効期間は2年間です。有効期間が切れる前に、継続手続きのご案内を送付しますので、継続の意向がある方は、「申込受付センター」に必要書類の提出をしてください。

※ 有効期限を過ぎても継続の申込みが無い場合、取下げ扱いとなりますのでご注意ください。

2 申込時の内容から状況が変わった場合には、変更の手続きが必要です。

申込時の内容から状況や連絡先等（要介護度、住所、本人・家族の状況、入所希望施設等）に変化があった際は、変更の手続きが必要です。

※ 要介護の認定有効期間のみの変更の場合は、介護保険証（写）を郵送してください。

申込時にコピーを取り、控えとしてお持ちいただいている「特別養護老人ホーム入所申込書（兼同意書）A面・B面」（写）に変更内容を追記・訂正いただき、介護保険証（写）とともに、「申込受付センター」に郵送してください。

3 施設入所の必要が無くなった場合は、取下げの手続きをお願いします。

特養又は特養以外の施設に入所された場合や亡くなられた場合等、申込みの必要が無くなったときには、「申込受付センター」にご連絡ください。

《申込み後の注意事項》

各施設における最終的な点数や順位等は、直接施設へお問い合わせください。

各施設では、毎月、入所申込者の順位名簿を作成しています。順位は常に変動していますので、「概ねどの程度の位置にあるか」「おおよそ〇〇位」といったことを知りたい場合は、各施設に直接お問い合わせください。

●問合せ先

《特養入所申込みについて》 ··· 特別養護老人ホーム入所申込受付センター
(高齢者施設・住まいの相談センター内)

電話：045-840-5817 FAX：045-840-5816
受付時間：9時～17時（土日祝日休み）

《入所順位や費用等を確認したい時》

··· 希望した施設へ直接お問い合わせください。

《入退所指針、施設運営についてのご意見》

··· 横浜市健康福祉局高齢施設課
電話：045-671-3923 FAX：045-641-6408
受付時間：8時45分～17時15分（土日祝日休み）



★施設選びに困ったら、お気軽にご相談ください！★

『高齢者施設・住まいの相談センター』のご案内

高齢者の施設や住まいに関する相談窓口として、専門の相談員が、窓口や電話による個別・具体的な相談や、各施設の基本情報・入所待ち状況などの様々な情報を提供しています。

施設サービスを利用したい市民だけでなく、退院や退所後の行き先を探している病院や施設職員、在宅のケアマネジャー等も相談いただけます。

※高齢者施設・住まいの相談センター運営事業として、横浜市が運営費の補助を行っています。

【提供する施設情報】

特養、介護老人保健施設、グループホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等

【住 所】 横浜市港南区上大岡西1-6-1 ゆめおおおかオフィスタワー10階

【電 話】 045-342-8866

【ホームページ】 <http://www.y-hukushi.jigyo.or.jp/>

【運営主体】 公益社団法人 横浜市福祉事業経営者会

(横浜市内の特養を経営する社会福祉法人理事長で構成する公益社団法人)

【受付時間】 9時～17時（土日祝日休み） 予約優先

平成28年4月から『施設のコンシェルジュ』を配置しています。

～『施設のコンシェルジュ』が、個々の状況に応じたサービスの選択を支援します。～

『高齢者施設・住まいの相談センター』では、特別養護老人ホームに入所申込みをされている方々を対象に、現在の状況や意向を正確に把握するための調査を実施しています。

この調査結果をもとに、『施設のコンシェルジュ』から、入所申込者に対して電話等によるアプローチを行い、入所可能な施設をご案内するなど、お一人お一人に寄り添いながら、個々の状況に適した施設や住まいをご案内しています。

【『施設のコンシェルジュ』からの各種サービスのご案内例示】

○比較的入所希望者が多い従来型特養に申込みをされている方々に

各施設の入所待ち状況を基に、比較的早期に入所がしやすいユニット型特養をご案内

○特養以外の他の施設サービスが適している方々に

毎月支払いができる利用料金を考慮しつつ、特養以外の他の施設サービスもご案内

○受けている医療的ケアに対応していない特養に申込みをされている方々に

受けている医療的ケアに対応している特養への再申込みをご案内

○施設の利用料金の支払いに不安をお持ちの方々に

各施設サービスの利用料金体系や利用者負担軽減制度をご案内

○認知症で悩んでいる家族の方々に

区役所で実施している認知症介護者の集いなどを紹介

